

○千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則

平成19年12月19日  
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例(平成19年千葉県条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める基準)

第2条 条例第2条の規則で定める基準は、水素イオン濃度指数が2.0以下であることとする。

2 前項の基準は、日本産業規格K0102の12.1に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(令和元規則42・一部改正)

(身分を示す証明書)

第3条 条例第6条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(令和元年6月20日規則第42号)抄

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式

別記様式

(表)

		第 号
写 真	職氏名	
	生年月日	
	上記の者は、千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例 第6条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証 明する。	
		年 月 日発行
		千葉市長 <span style="float: right;">印</span>

(裏)

千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、硫酸ピッチ等を生成させている者又は生成させた者の事務所、事業場、倉庫その他の場所に立ち入り、硫酸ピッチ等の生成に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において硫酸ピッチ等は無償で取去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。